

第7号議案

令和3年度群馬県用地先行取得特別会計予算

令和3年度群馬県用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ804,979千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和3年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 財産収入		50,000
	1 財産売却収入	50,000
2 繰入金		300,000
	1 一般会計繰入金	300,000
3 繰越金		154,974
	1 繰越金	154,974
4 諸収入		5
	1 預金利子	5
5 県債		300,000
	1 県債	300,000
歳入合計		804,979

歳出

款	項	金額 (千円)
1 県土整備費		800,500
	1 土木管理費	800,500
2 公債費		489
	1 公債費	489
3 予備費		3,990
	1 予備費	3,990
歳出合計		804,979

第2表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得費	300,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
計	300,000			